

## 大阪府地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号。以下「法」という。)第37条第1項の規定に基づき推進員を置く。

### (要件)

第3条 推進員を委嘱される者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 年齢満18歳以上の者(ただし、高校生を除く)
- (2) 大阪府内に在住又は在勤若しくは在学の者
- (3) 地球温暖化対策に係る識見を有し、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動(以下「活動」という。)を積極的に行う者
- (4) 効果的な活動の推進と知見の獲得に必要な情報通信手段を有する者

### (委嘱)

第4条 推進員の委嘱を受けようとする者は、地球温暖化防止活動推進員応募用紙兼承諾書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、審査の上、要件に適合し、効果的な活動に取り組むと見込まれる場合に、推進員を委嘱し、委嘱状(様式第2号)及び身分証(様式第3号)を交付する。

### (委嘱期間等)

第5条 推進員の委嘱期間は、任命の日から2年とする。ただし、再委嘱することを妨げない。

2 知事は、2年に1回推進員応募申請の定期受付を行う。

3 前項による定期受付の終了後に、期間を定め推進員応募申請の随時受付を行うものとする。ただし、随時受付で任命された推進員の委嘱期間は、第1項に関わらず任命された日から前項による定期受付の委嘱期間の終期までとする。

### (委嘱の取り消し)

第6条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合、推進員の委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推進員が、相当期間にわたり活動を行っていないと認められるとき(第10条の活動報告を提出しない場合を含む。ただし、特段の理由がある場合を除く)
- (2) 推進員が、相当期間にわたり活動を行うことができないと認められるとき
- (3) 推進員が、大阪府(以下「府」という。)若しくは推進員に対する信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしたと認められるとき
- (4) その他推進員として不適任と認められるとき

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、推進員の委嘱を取り消すものとする。

- (1) 推進員が死亡したとき
- (2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (3) 推進員本人又はその代理人から辞任の申し出があったとき

### (変更届の提出)

第7条 推進員は、その住所等に変更が生じた場合は、速やかに変更届(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

### (活動)

第8条 推進員は、行政機関等が行う研修会、講演会又は推進員が自発的に実施する情報交換会等に積極的に参加し、推進員としての資質の向上に努めるとともに、法第37条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げるいずれかの活動を行う。

- (1) 国、府、市町村及び大阪府地球温暖化防止活動推進センター等(以下「行政機関等」という。)

が行う地球温暖化防止に関する事業に参加協力する。

イ 行政機関等が行う事業実施に活動リーダーや講師として参加するなど協力を行う。

ロ 行政機関等が実施する事業の計画の策定に参画するなど必要な協力を行う。

(2) 他の推進員と連携しながら、地球温暖化防止の普及啓発に努める。

イ 府民や団体が実施する事業に対して、事業実施に活動リーダーや講師として参加するなど協力するとともに、事業計画策定に関して参画するなど、必要な協力を行う。

ロ 自主的に自治会、公民館活動等の地域住民の集まりの場を利用して、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性等について住民の理解を深めるとともに、家庭での省エネ行動、リサイクル及びグリーン購入などを普及・促進する。

ハ 府民や団体の要望に応じて、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、その結果に基づき指導や助言を行う。また、プランナーとして率先行動計画を立案したり、計画の策定に関し協力する。

(3) 府、市町村、府民及び団体の間で情報交換や連携が進むようコーディネーター（仲介・助言者）としての役割を担う。

#### （推進員名簿及び活動情報）

第9条 府は、地球温暖化防止に関する事業を推進するため、大阪府地球温暖化防止活動推進センター、市町村（求めがあった場合に限る。）又は府が行う地球温暖化防止に関する事業（推進員を活用する事業であって必要な場合に限る。）の受託者に対して、推進員名簿または推進員の活動予定・報告内容の情報を提供することができる。

2 前項の名簿には、推進員の氏名、住所、活動予定地域、活動分野及びその他必要となる事項を掲載するものとする。ただし、提供する事項は、推進員本人の同意が得られた事項に限る。

#### （活動報告）

第10条 推進員は、自らが行った活動の状況について、大阪府地球温暖化防止活動推進員率先行動・活動報告書（様式第5号）を毎年10月末までに府に提出しなければならない。ただし、大阪府の要請に応じて都度報告した場合はこの限りではない。

#### （推進員への情報提供）

第11条 府は、必要に応じて、推進員に対して、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1) 国又は府が実施しようとする地球温暖化防止対策に関する情報の提供

(2) 温室効果ガスの排出抑制手法に関する情報の提供

(3) その他地球温暖化防止に関する情報の提供

2 府は、前項の情報提供について、文書等による周知のほか、研修会・情報交換会等の開催により行うことができる。

#### （身分）

第12条 推進員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を有するものではない。

#### （服務）

第13条 推進員は、その活動に当たり府又は推進員の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

#### （報酬）

第14条 推進員の活動については、原則として無報酬により行うものとする。

#### （活動経費）

第15条 推進員活動に伴う経費及び旅費については、原則としてこれを支給しない。

#### （事故等の対応）

第16条 推進員は、その活動中、事故等に十分注意し、事故等の対応について次に掲げる事項を熟知しなければならない。

(1) 府は、推進員の活動中の万一の事故等に備えて保険に加入する。

(2) 府は、推進員がその活動中に被った損害について賠償の責を負わない。

(3) 府は、推進員がその活動中に第三者に対し損害を与えた場合について、推進員の選任及びその

活動の監督につき、相当の注意をなしたるときは、賠償の責を負わない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、推進員制度に関し必要な事項は、別途定めることとする。

附 則

この要綱は、平成14年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

ただし、第4条に規定する対象者の募集にかかる手続きについては、平成18年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

ただし、第5条の改正規定は、平成20年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

## 地球温暖化防止活動推進員(第〇期) 応募用紙兼承諾書

年 月 日

大阪府知事 様

大阪府地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱(以下「要綱」という。)の各条項及び裏面の遵守事項を了解の上、大阪府地球温暖化防止活動推進員に応募します。

ふりがな 氏名	生年月日		現在、推進員として在籍の有無 有・無 第 期番号：	
住 所	(大阪府以外に居住の方で大阪府に通勤・通学されている方は、勤め先・学校等の所在地もお書きください) 〒			
電 話 番 号	F A X 番 号			
e-mail アドレス	所 属 団 体			
持っている資格	あなたが持っている資格に、●を付けてください			
	環境カウンセラー	エネルギー管理士	公害防止管理者	環境計量士
	気象予報士	ビオトープ管理士	自然観察指導員	森林インストラクター
	ネイチャーゲーム指導員	生物分類技能検定	ISO14001 審査員	家電製品アドバイザー
	グリーンアドバイザー	うちエコ診断士	その他 ( )	
活動予定地域 (市町村名等)				
これまでの 活 動 分 野	過去2年間、あなたが行った活動について、●を付けてください			
	環境教育	自然環境	省エネルギー	再生可能エネルギー
	リサイクル	その他 ( )		
	【具体的な内容・活動回数等】			
これから取り 組む予定の活 動	推進員として、これから取り組む予定の活動について、●を付けてください			
	環境教育	自然環境	省エネルギー	再生可能エネルギー
	リサイクル	その他 ( )		
	【具体的な内容・頻度等】		【活動に活かせる知識・経験等】	

(裏 面)

下記の確認・遵守・承諾事項を必ずご確認ください、各項目の□にチェック☑をお願いします【必須】

確認事項	1	<input type="checkbox"/>	毎年、10月末までに活動報告書を大阪府に必ず提出してください。 任期1年目の活動報告書には、任期後半1年間の活動計画を記載してください。																
	2	<input type="checkbox"/>	原則として年1回以上、大阪府又は大阪府地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業（研修会、講演会、環境啓発イベント等）に参加してください。																
	3	<input type="checkbox"/>	研修情報や活動推進に必要な情報の取得、関係者への情報提供や連絡協議等のため、電子メールの送受信、インターネットホームページの閲覧ができるパソコンやスマートフォン等の情報通信機器を保有してください。 大阪府等がSNSに発信する地球温暖化対策啓発事業関係情報のシェア・拡散に努めてください。 ※情報通信機器の使用に係る通信料等は、自己負担となります。																
遵守・承諾事項	<p>下記の遵守・承諾事項（個人情報の提供等の同意事項を含む）について、□にチェック☑をお願いします。（承諾・同意がなければ委嘱しません。）</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 承諾・同意する      <input type="checkbox"/> 承諾・同意しない</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めるよう努め、知識向上を図るとともに、知見・経験とつながりを活かして、効果の高い啓発活動と情報発信を積極的に行います。</li> <li>任期中、上記（表面）の活動に積極的に取り組み、毎年10月末までに活動報告を提出します。</li> <li>地球温暖化防止活動推進員の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしません。</li> <li>その他要綱各条項に記載の内容を遵守します。</li> <li>地球温暖化防止活動推進員の活動を促進するため、下表の項目のうち「情報提供」と記した項目を掲載した名簿又は活動予定（計画）・報告内容を大阪府地球温暖化防止活動推進センター、府内市町村及び府事業委託先に対して提供することに同意します。</li> </ol> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目 \ 関係機関等</th> <th style="text-align: center;">大阪府地球温暖化防止活動推進センター</th> <th style="text-align: center;">府内市町村 (※1)</th> <th style="text-align: center;">府事業委託先 (※2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氏名・登録住所・ 電話・FAX番号・ 電子メールアドレス</td> <td style="text-align: center;">情報提供</td> <td style="text-align: center;">情報提供</td> <td style="text-align: center;">情報提供</td> </tr> <tr> <td>所属団体・ 持っている資格・ 活動予定地域・ 活動分野</td> <td style="text-align: center;">情報提供</td> <td style="text-align: center;">情報提供</td> <td style="text-align: center;">提供しない</td> </tr> <tr> <td>活動予定（計画）内容・ 活動報告内容</td> <td style="text-align: center;">情報提供</td> <td style="text-align: center;">提供しない</td> <td style="text-align: center;">提供しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 原則として各市町村の求めに応じて提供する。 (※2) 推進員との連携を行う事業の委託先に限る。</p>			項目 \ 関係機関等	大阪府地球温暖化防止活動推進センター	府内市町村 (※1)	府事業委託先 (※2)	氏名・登録住所・ 電話・FAX番号・ 電子メールアドレス	情報提供	情報提供	情報提供	所属団体・ 持っている資格・ 活動予定地域・ 活動分野	情報提供	情報提供	提供しない	活動予定（計画）内容・ 活動報告内容	情報提供	提供しない	提供しない
項目 \ 関係機関等	大阪府地球温暖化防止活動推進センター	府内市町村 (※1)	府事業委託先 (※2)																
氏名・登録住所・ 電話・FAX番号・ 電子メールアドレス	情報提供	情報提供	情報提供																
所属団体・ 持っている資格・ 活動予定地域・ 活動分野	情報提供	情報提供	提供しない																
活動予定（計画）内容・ 活動報告内容	情報提供	提供しない	提供しない																

- [提出先] ・ 郵 送  
・ F A X  
・ 電子メール

[応募×切]



# 委 嘱 状

様

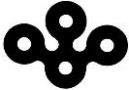
あなたに大阪府地球温暖化防止活動推進員  
を委嘱します

任期 年 月 日から  
年 月 日まで

年 月 日

大阪府知事 ○○ ○○

(表面)

	<h2>大阪府地球温暖化防止活動推進員証</h2>	↑ 55mm ↓
推進員番号	氏名	
上記の者は、地球温暖化対策の推進に関する法律第37条の規定に基づく大阪府地球温暖化防止活動推進員であることを証する。		
任期	年 月 日から 年 月 日まで	
発行機関	大阪府環境農林水産部エネルギー政策課	

(裏面)

<p>地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）</p> <p>（地球温暖化防止活動推進員）</p> <p>第三十七条 都道府県知事は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。</p> <p>2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。</p> <p>一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。</p> <p>二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。</p> <p>三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。</p> <p>四 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。</p>
---

# 変 更 届

年 月 日

大阪府知事 様

住所

氏名 (推進員番号 )

住所等の変更について次のとおり提出します。

住 所	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
e-mail アドレス	
活 動 予 定 地 域	

※ 変更された項目のみ記入してください。



## 大阪府地球温暖化防止活動推進員 率先行動・活動報告書

市・町・村：	推進員番号：	氏名：
--------	--------	-----

一年を振り返っての自己評価 [ 年 月 日記入 ] 年10月から 年9月までの1年間の活動内容					
	項目	活動回数	場所	対象者・数	活動内容
推進員としての活動	<input type="checkbox"/> 行政機関等の事業に運営参加・協力 <input type="checkbox"/> 国、府、市町村 <input type="checkbox"/> 大阪府地球温暖化防止活動推進センター <input type="checkbox"/> 各地域協議会 <input type="checkbox"/> その他				
	<input type="checkbox"/> 普及啓発 (発表・講師・取り組み検討支援・事業企画・運営補助等)				
	<input type="checkbox"/> コーディネーター (活動の仲介・助言)				
自らの率先行動	項目	活動内容			
	<input type="checkbox"/> 環境家計簿 <input type="checkbox"/> 省エネルギー <input type="checkbox"/> 節水 <input type="checkbox"/> マイカーの自粛 <input type="checkbox"/> その他				
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一年(前年10月から当年9月まで)の活動結果を自己評価し、10月末までに府に報告して下さい。ただし大阪府に報告済みの内容は記載不要です。</li> <li>・活動状況を書き切れない場合は別紙にて報告して下さい。(様式は問いませんが、活動回数、場所、対象者・数、活動内容がわかるように報告して下さい。)</li> <li>・任期1年目の活動報告の場合は、裏面の活動計画欄も記入して下さい。</li> </ul>				

〔 年10月から 年9月までの1年間の活動計画〕

	項目	時期・回数	活動内容
推進員としての活動	<input type="checkbox"/> 行政機関等の事業に運営参加・協力 <input type="checkbox"/> 国、府、市町村 <input type="checkbox"/> 大阪府地球温暖化防止活動推進センター <input type="checkbox"/> 各地域協議会 <input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> 普及啓発 (発表・講師・取り組み検討支援・事業企画・運営補助等)		
	<input type="checkbox"/> コーディネーター (活動の仲介・助言)		
自らの率先行動	項目	活動内容	
	<input type="checkbox"/> 環境家計簿 <input type="checkbox"/> 省エネルギー <input type="checkbox"/> 節水 <input type="checkbox"/> マイカーの自粛 <input type="checkbox"/> その他		